

ARCIST

アーキスト

for The Value Stage

<編集発行> アーク&パートナーズ®

クリニックにおける差別化

外部パートナー：株式会社 リチエルカーレ
代表取締役
高橋 邦光

遺産分割協議が
整わない理由

代表・税理士 内藤 克

内容証明郵便の効果

司法書士 西田 誠

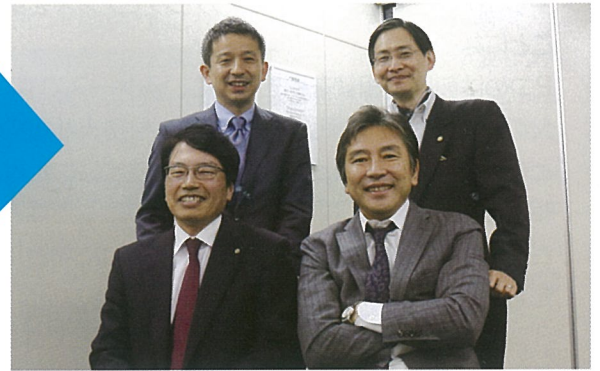
経営者の腕の見せどころ

社会保険労務士 黒川 健吾

- ▶ p1 ARCIST50号を
むかえて
- ▶ p2 パートナーだより
- ▶ p4 WHAT ISクラスター?



vol.1 (2002年2月)



vol.50 (2014年4月)

ARCIST第一号の発行は2002年1月。(おかげさまで50号達成)
パートナーの見た目はだいぶ変わりましたが、信念は現メンバーへも引き継がれています。

経営理念



私達は、
お客様の現在、そして将来に起こりうる
あらゆる経営課題の解決に取り組み、
ワンストップ・コンサルティングを通じて
新しい企業価値を創造します。

行動規範

1.Fairness

常にフェアプレーで臨むこと
正道かつ誠実に行動し、コンプライアンス(法令遵守)を徹底する。
法令や倫理に反するような行動は、
たとえ利益に反しても慎むこと。

2.Professionalism

プロフェッショナルとして
自覚をすること
クライアントに対して報酬に見合う
付加価値の高いサービスを提供すること。
スキルと知識の向上に努め、
プロフェッショナルとしての行動と責任を自覚すること。

3.Mutual Respect

相互に尊重し、信頼関係を築くこと
人の意見を聞き、自分の意思を伝え、最善の解決策を考えること。



ARCIST50号をむかえて

平成13年12月に第1号を発行してから今回で第50号を
むかえることができました。これもひとえに皆様のおかげと
感謝しております。

当時めずらしかった複数の専門家による「ワンストップ事務
所」も現在はよく見かけるようになりました。弁護士や公認
会計士業界ほどでないにしても、税理士・司法書士・社会保険
労務士の世界もガラリと変わりました。法人制度、電子申告、
規制緩和による競争激化に加え、記帳代行、給与計算などの
非独占業務(民間企業でもできるいわゆるアウトソーシング
業務)もライバルは多数出現していますが、われわれは
「真のワンストップとはこれだ!」と胸を張って生きていける
ようさらに努力を重ねる所存です。

これからもアーク&パートナーズおよびARCISTをよろしく
お願い申し上げます。

パートナー一同



遺産分割協議が 整わない理由

代表・税理士 内藤 克

民法では「法定相続分」というものを定めていますが、これは各相続人がいくら相続できるかの割合を目安として定めているものです。全員が納得すればこの通りに分配しなくても構いません。法定相続分を意識して分けようとしているのに、まとまりがつかないケースをよく見かけます。これには大きく分けて3つの原因があります。

1つめは生前贈与があるケースです。

相続が発生するまでに特定の相続人へ生前贈与を繰り返している場合は、相続財産を法定相続分で分配しても総額で考えるとアンバランスが生じます。この生前贈与などを特別受益といい、遺留分(最低限のもらえる権利)もこの特別受益を加味して判断されます。他の相続人から申し出があれば相続時にこのアンバランスを調整することになります。

2つめは前回の相続を引きずっているケースです。

父の相続のときに悔しい思いをした相続人は母の相続のときに挽回をしようと強く主張してきます。法律上は、父の相続と母の相続は別問題ですが当事者としては親の相続というくりで考えます。一次相続でもめた場合は遺言や生前贈与などで早めに対策を講じなければなりません。

3つめは各人の台所事情が異なるということです。

例えば、「時価3000万円で家賃収入年200万円の新築アパート(ローンなし)と現金2000万円のどちらがほしいか?」と聞かれた場合、すぐお金がほしい場合は現金を選びますし、余裕がある場合は現在の処分価値だけでなく将来価値も加味してアパートを選びます。相続したアパートをすぐ売却した場合、譲渡所得税や原状回復費用、仲介料、立ち退き料などもかかるため2000万円を下回ることもあります。単純に3000万円と2000万円の比較にはならないのです。



内容証明郵便の効果

司法書士 西田 誠

ある日突然、郵便配達人が「書留です。ハンコください。」とやってきます。何事かと封を切るとOO弁護士事務所からの内容証明郵便でした。こんな経験をされた方もいるのではないのでしょうか。今回は、言葉は聞いたことはあるが、実際何なのかよくわからない内容証明郵便についての話です。

内容証明郵便とは、どんな内容の手紙をいつ誰に出したのかを郵便局で証明してもらうものです。1行20字以内で1枚26字以内で作成した同じ文面の文書を3通作成して郵便局に出します。受け取った郵便局は、1通を相手方に送り、1通を郵便局で保存し、1通が控えとして返してくれます。ただそれだけです。

しかし、OO弁護士事務所からの内容証明郵便を初めて受け取った人は、たいていびっくりします。実際、私も食事がのどを通らなくなりました。それが、単なる八つ当たりや脅しの内容だとわかっていても、とてもいやな気分になります。それだけ内容証明郵便には相手方を心理的に動揺させ、威圧させる効果を生じさせます。

これを逆の立場で考えると、債権回収などの場合、何度口頭で支払ってくれるようお願いしても払ってくれない会社が、その内容証明郵便一本で支払ってくれることもあります。また、すぐ支払ってくれなくても、心配した相手方から連絡があったらしめたものです。その後、相手方と会って、分割払いにするとか、減額して即金で支払ってもらうとか、保証人を追加してもらうとか、その後の交渉のイニシアティブをとることができます。

このように内容証明郵便は、一般的に心理的效果によって自分の要求を実現させるために利用されています。また、その効果をいっそう大きなものにするには、弁護士や司法書士(簡易裁判所の事件)に代理してもらうことです。

パートナー西田の とある一週間



4月7日 9時

前橋出張のとき高崎駅で上越新幹線から両毛線に乗り換えたところ。お客様との打ち合わせに渋谷事務所の山中税理士と高崎にいきました。



4月15日 19時

上智大学にて。ソフィア・コミュニティ・カレッジのイタリア語講座で講師のマルコ先生と。イタリア人と仕事をするために、上智大学のコミュニティカレッジのイタリア語講座に週1回通っています。



4月16日 18時

東京司法書士協同組合の理事会にて。東京フィルハーモニー交響楽団メンバーによるコンサートを企画しています。



経営者の腕の見せどころ

特定社会保険労務士 黒川 健吾

昨年、22年ぶりに非労働人口が減少し、労働力人口が増加に転じました。(総務省調査)女性労働者は過去最高を更新し、60歳以上の高齢者も1.2%増加しました。働く人の割合が増加するのは好ましい状況です。ご存じのとおりこれから日本は急速に人口が減少し高齢化が進みます。このため労働力の確保と選択が企業経営の最重要課題であるのは明らかです。過去10年を振り返ると、労働政策は右に左に大きく揺れていましたが、方向性が見えてきたように思います。

2012年には65歳定年が義務化され例外を除き正社員は65歳まで雇用されるようになりました。(65歳定年制)そして、昨年4月には労働契約法が改正され5年を超えて雇用された有期労働者は誰でも無期雇用に転換できるようになりました。(有期社員の無期化)

さらに2015年には労働者派遣法が大きく変わる見通しです。(派遣法の規制緩和)これまで「専門26業種」という特定職種にのみ期限なく働けましたが今後は職種規制が無くなります。また、同一の職場で上限3年までは働くことができるようになります。この改正により非常に複雑であった派遣法はシンプルになり、派遣という働き方が臨時的なものでなく恒常的なスタイルとして認められたと言えます。最後に外国人雇用の規制緩和が加わればほぼ出そろいます。経営者にとってはこれらの人材の特性を見極め、事業活動に必要な人材がどのタイプの 人材であるか?それぞれ業務に適している人材はどのタイプの 人材であるか?を明確にすることがとても重要になってきます。これまでのように他社と同じような人材活用にこだわらず、適材適所に多様な雇用形態の社員を受け入れる柔軟性が経営者に必要になります。正社員、契約社員、派遣社員に外国人社員など異なる考えを持った社員を活かすポートフォリオを設計できるか。経営者の腕の見せ所です。



クリニックにおける差別化

株式会社 リジェルカーレ
代表取締役 高橋 邦光

弊社は10年以上にわたり病院、クリニックの設計に特化しており、年間約60件の案件を手がけております。特に都心部ではここ数年、開業ラッシュと言われるほど新規のクリニック開設が増えてきております。それに伴いクリニック間での競争も徐々に激しくなってきました。医療もサービス業であると実感しています。

今まではクリニックを開設すれば多くの患者さんが訪れていました。しかし最近はこの図式が当てはまらなくなっています。また近隣に新しい競合施設ができれば既存患者さんの一部は必ずそちらに流れていきます。新規開業ドクターは必ず競合になるであろう既存クリニックの治療方針、医療機器などを事前に把握した上で開業するのです。ではこのような状況の中でどのような対策が必要でしょうか?

医療法によりクリニックにおいては広告規制が有り、あまり大々的な宣伝はできません。古典的かもしれませんが、「クチコミ」が一番のポイントなのです!これは各種患者アンケートでも明らかなのですが、院長先生の人柄、コミュニケーション能力が重要なファクターとなります。しかし先生は普段診察室や処置室におられることが多く、診療中に待合室の顔を出すことは希です。いかに院長先生がひとり頑張っても、最新の医療機器が導入されていても、受付のスタッフの対応が悪いといったことで患者さんの一部は来院しなくなります。ホームページも然りで、いくら充実した中身にしても対応が悪くなければ全く意味がありません。これが一番重要なことですが、先生、スタッフが全員同じ理念、目的意識を持って患者さんに接することでリピーターになり、「クチコミ」で新しい患者さんが増えてくるのです。

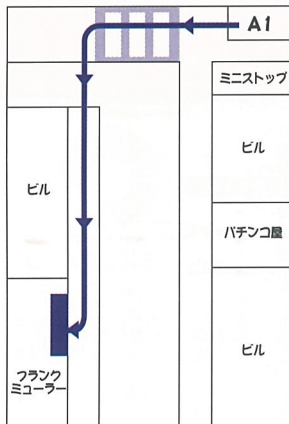
次にハード面ですが、比較的古いクリニックですとプライバシーの問題についてよく議論されます。壁が天井まで届いていない、仕切りがカーテンだけで診察中の先生の声が隣室や待合室まで聞こえてしまうといったようなことです。またトイレが古いといったことで特に若い女性患者さんは敬遠します。このような施設の老朽化が進んでいると競合クリニックへ流れる患者さんも多くなります。

クリニックのリニューアルを行うにしても、長期間休診にすることで既存患者さんが離れてしまいますのでゴールデンウィークやお盆期間など少しまとまった休みにまとめて工事を行い、休診期間を短くすることが可能です。弊社でも上記期間中はほとんどリニューアル工事でスケジュールがいっぱいです。もし予算的に余裕があればこの時期に医療機器の更新を行うのも良いでしょう。

まずは患者さんに対する接し方を全員で確認、徹底をすることを第一とし、ハード面の充実を図りながらクチコミを増やして新規、リピーター患者を増やしていくことで経営面の安定化につなげていくところが重要なポイントでしょう。

アークへの最短ルート

- 最寄駅 & 最寄出口
東銀座駅 A1 出口
(三原橋方面改札)
- ルート
A1 出口
↓(正面横断歩道渡る)
横断歩道渡ったら左折
↓(約 50m 直進)
フランクミュラーが見えたら、手前の入口



Advanced Reliable Consultants



WHAT IS クラスター?

アーク&パートナーズでは、全事務所をシャッフルしてクラスターメンバーを決定しています。

委員会のような制度であるクラスターの主な仕事は…

- 研修クラスター
研修の企画運営。予算も年初に決め、スタッフ主導で行います。
- 総務クラスター
備品の調達、コピー機の修繕保守依頼等、細かな仕事が多いです。
- ITクラスター
PC環境整備、IT関係全般の係です。Office製品のワンポイントアドバイスなどの発信もします。
- 福利厚生クラスター
いわゆる宴会係でしょうか。年に3回の懇親会のほか事務所別の打上げ企画・運営等を行います。昨年は余った予算がビンゴの景品となりました。
- 広報クラスター
このARCISTの原稿作成のほか、HPやFBなどの広報活動を行います。



研修



総務



IT



福利厚生

NEWメンバー紹介

- Q1. この仕事を選んだきっかけは何ですか。
- Q2. 小さな頃の夢は何でしたか。
- Q3. 好きな有名人は誰ですか。理由も教えてください。
- Q4. アーキストを読んでいる皆様に一言お願いします。



田部井 洋介
(タベイ ヨウスケ)
社労士法人
(新卒)

- A1. 様々な企業の方々と知り合え、また非常に専門性の高い仕事内容に魅力を感じ社労士業を選びました。
- A2. サッカー選手です。(幼稚園入園前までは新幹線でした)
- A3. やなせたかし(アンパンマンの著者)
- A4. まだまだ何もできない状態ですが、先輩の背中を追いながら、多くの事を吸収し力をつけていきたいと思っています。よろしくお願い致します。



佐野 晏奈
(サノ アンナ)
社労士法人
(新卒)

- A1. 社労士の仕事内容を聞く機会があり「自分をブランディングする」という事に興味を持ったからです。
- A2. ケーキ屋さんです。保育園に通っている時、自分のマークがケーキのマークだったので。
- A3. 甲斐の虎 武田信玄公です。
- A4. はじめまして佐野晏奈と申します。至らない点が多くあるかと思いますが、ご指導よろしくお願い致します。一日も早く皆様のお役にたてるように精進致します!

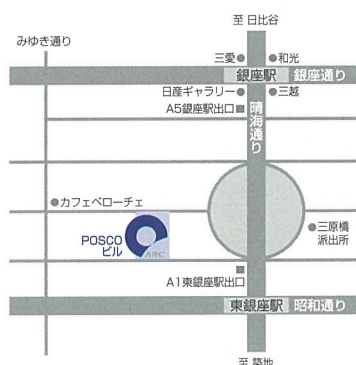
広報クラスター

2014年のARCISTは、私達3名で盛り上げていきます! ちなみにこれも12年前の写真です。ARCISTへのご要望がございましたら各担当者までお申し付け下さい。

編集後記

日によっては初夏を感じる今日この頃、新入社員の希望に満ちたキラキラした姿を見ると、自分が思いのほか年齢を重ねていることに気づきます。私も干支の同じ子が入社する年齢になりました。私もキラキラ輝けるよう、年初の目標を思い出して頑張ります!!

新井



〒104-0061 東京都中央区銀座5-11-14 POSCO東京ビル4階
(代表) TEL.03-3545-2415 FAX.03-3545-2408
<http://www.s-arc.com>

地下鉄銀座線・日比谷線 銀座駅から徒歩2分 地下鉄丸の内線 銀座駅から徒歩5分 JR有楽町駅から徒歩7分

税理士法人 渋谷事務所

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-10-8 エフビル7階
TEL.03-6277-5511 FAX.03-6277-5706